

令和4年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

世界的な新型コロナウイルス感染症の流行は未だ収束が見通せず、国民は感染拡大前の生活を取り戻せないままである。

国が感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種の加速により第5波の大きな波は脱したものの、感染症対策は、令和4年度以降も継続して取り組む必要がある。

日本の経済状況においては、9月16日に内閣府が発表した月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」と8月から下方修正され、先行きは不透明である。

さらに、新型コロナウイルスの影響による国・地方の税収減により、財源不足が拡大しており、極めて深刻な状況にある。

このような状況のもと、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）においては、感染症を克服し、経済の好循環を加速・拡大させるための4つの原動力として、「グリーン社会の実現（脱炭素化）」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」を掲げ、これらを支える基盤づくりと併せて、重点的に資源配分を行うとしている。

8月末に締め切られた国の令和4年度概算要求では、一般会計の要求総額は111兆円超となり、4年連続で過去最大となったが、新型コロナ対策の事業では金額を示していない要求も多く、更に増額される可能性がある。

また、近年ますます激甚化する豪雨などによる大規模自然災害から、国民の生命・財産を守り、安全・安心な生活を確保するための国土強靱化も強力に推進する必要がある。

なお、国の予算編成や制度設計が国政選挙などの影響により例年になく遅れることが予想され、さらには大型の補正予算が見込まれるなど、今後もその動向を注視していく必要がある。

2 五泉市の状況と財政見通し

五泉市においては、8月後半に新型コロナウイルス感染者数の増加が見られたものの、飲食店への時短営業の要請やワクチン接種の進展、公共施設の臨時休館などの対策により落ち着きを取り戻している。しかしながら、感染の拡大防止と社会経済活動の活性化の両立を図るため、引き続き対策を実行しているところである。

五泉市の財政状況について、歳入においては、市税のみならず、普通交付税や臨時財政対策債など主要一般財源の減少が見込まれる。また、新潟県が公表している『行財政改革行動計画』において、県単独補助金及び投資的経費の見直しが掲げられており、当市の施

策や財政運営に加え、地域経済や雇用面への影響が懸念される。

歳出においては、扶助費や特別会計への繰出金の増加、公共施設の老朽化対策などの経常経費の増加が見込まれる。また、本格化するごみ焼却場建設の負担など、多額の財政需要が集中している。

このような財政状況に対応するため、漫然と前例を踏襲した予算要求を止め、市税等収納率の一層の向上と五泉市行財政改革大綱に基づき行財政改革を着実に実行し、事務事業評価による事業の見直しや経費削減、新たな財源の確保につなげる取り組み、デジタル化などにより、最少の経費で最大の効果を上げ、市民サービスの向上に努めなければならない。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

基本的な感染防止策の徹底を図りながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と地域経済の活性化の両立を図るため、引き続き対策を実行するとともに、コロナ禍収束後の五泉市の未来の発展に資する施策を強力に推進する。

第2次総合計画及び、第2次「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の取り組みを着実に推進するため、市民が何を求めているか、自ら感じて、それに応えるためのメッセージ性のある事業を組み立てて要求すること。

厳しい財政状況のなかにあっても、目指す将来像の実現のため、3つの柱を重点分野として、事業の選択と集中を行い、メリハリのある、将来を見据えた予算編成とする。

「予算は政策の具体化である」ことを念頭に、各課において十分な検討を行ったうえで、将来の礎を築く予算要求をされたい。

特に、ラポルテ五泉を核とした『人の流れ』と『賑わい』を生む取り組みを起点として、若者の定住に資する取り組みを強化する。

予算編成の3つの柱

- 安全安心・心豊かに暮らせる“まち”づくり
- 夢を育み未来のごせんを支える“ひと”づくり
- ごせんに元気と潤いをもたらす“しごと”づくり

**新たなことにチャレンジする気概を持ち、各課長のリーダーシップのもと、
全職員が自らの予算として、次の事項に留意し取り組むこと**

(1) 予算は通年予算として編成する。なお、年度途中の補正は制度改正に伴うもの、災

害復旧など緊急を要するもの、その他真にやむを得ないもの以外は原則行わない予定であること。

- (2) 新規事業や既存事業の拡充は、補助金等の活用はもとより、既存事業の見直しやスクラップアンドビルドを徹底し、必要な財源を確保し要求すること。
- (3) 第2次総合計画後期基本計画で予定している新たな取り組みについては、計画的に実行すること。
- (4) 第2次総合戦略の着実な実行のため、継続事業に関しては、数値目標、重要業績評価指標（KPI）に対する検証を確実に行之、その結果を予算要求に反映させるとともに、新規事業の確実な着手と実行を図ること。
- (5) 漫然と前例を踏襲した予算要求や需要のみを訴え、改善・合理化の工夫がない予算要求は行わず、手法の合理化、運用の改善を図るなど職員の英知を結集し、経費の削減を果たした予算要求とすること。
- (6) 新規事業の予算化（総合戦略事業を含む）については、原則として事業の終期を設定し、後年の負担を明らかにして見積ること。
- (7) 事業名や科目名については、その目的や内容が分かりやすく、PR 効果のある表現になるよう工夫すること。
- (8) 議会及び監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨を十分検討し要求に反映させること。
- (9) 算定根拠となる人口やサービス対象者の数値を、的確に反映させること。
- (10) 様々な計画を策定しているが、策定をもって終了ではなく、その計画を市民にどう浸透させ、どう活用したら市民のためになるのかを考え取り組むこと。
- (11) 市単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じて制度改正を積極的に行うこと。
- (12) 国の予算や地方財政計画等が決定していないため、現行制度に基づき編成するが、国の政策決定がなされたものや、国、県の予算案が判明したものは、予算編成途中であっても随時修正すること。
- (13) 国、県の補助事業については、対象となるものは必ず補助要望すること。また、制

度変更等にも的確に対応し、補助の打ち切りや補助割合の変更などがあった場合は、事業の打ち切りや縮小を行うこととし、市単独事業への振り替えは認めない。なお、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招くことのないよう留意すること。

(14) 県単独補助金について、県は令和5年度までの計画期間中に全体として10%の縮減を目指している（R1.10『新潟県行財政改革行動計画』より）。情報収集に努め、一般財源の持ち出しが増えることの無いよう留意すること。

(15) 補助金交付にあたり、必要性や費用対効果、補助率等について精査、検証して、「五泉市補助金交付基準」により、徹底した見直しを行うこと。

(16) 事業の民間委託や指定管理者制度の導入など、費用対効果を見極め、経費の節減等に努めること。

(17) 第2次総合計画後期基本計画の策定にあたり、課内において事業の効果・検証を行ったことから、事業費や取り組み内容を再点検したうえで、事業の優先度を判断し、思い切った事業の改善や廃止を行うこと。

また、長時間勤務による職員の健康被害を防止するため、時間外勤務の抑制、業務の効率化・省力化など事業の見直しを行うこと。

(18) 事務事業評価を予算査定の参考とするので、直近の評価表の「事務事業の今後の方向」欄の「評価」と「課内優先度」を、要求書の「事業概要欄」にすること。

(19) 特別会計においては、財源を安易に一般会計に依存せず、支出の抑制と収入の確保に努めること。さらに、経営の合理化と経費節減に努め、これまで以上に独立採算を徹底して財政健全化を図ること。

(20) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。

(21) 新たな施設の建設にあたっては、原則として既存施設の廃止・統合・複合化などが要件となるので、留意すること。また、廃校や休止施設など、遊休資産の有効活用を図ること。

(22) 辺地地区、過疎地域で事業を予定している場合は、辺地債、過疎債が活用できるような事業を組み立てること。なお、要求に当たっては、**【様式1】「辺地債・過疎債 事業調書」**を別途提出すること。

(23) 以下の費目は、それぞれ指示する範囲を要求の上限とする。

予算要求枠	対象経費
前年度当初予算額を上限とするもの	・時間外勤務手当 ・交際費 ・修繕料
前年度当初予算額の 95%を上限 とするもの	・食糧費 ・印刷製本費 ・賄材料費
前年度当初予算額の 90%を上限 とするもの	・消耗品費 ・医薬材料費 ・原材料費

※特殊要因がある場合は、上記の額に所要額を加算することができる。

※令和3年度に加算があったものは、加算分を控除した額を基準とする。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための経費は別枠で要望可とする。

4 「歳入」・「歳出」に関する事項について

(1) 「歳入」に関する事項

歳入全般において新規の財源確保策について積極的に提案し、増収に努め財源の確保を図ること。見積りにあたっては、社会経済の動向、国、県の最新情報等を収集するとともに、関係機関と十分協議すること。

※新型コロナウイルスにより減収となるものは、その影響額が分かるよう積算基礎に明示すること。(例)【コロナ】△1,500 千円など

市税	○経済情勢や税制改正等の動向を十分勘案し、确实かつ最大限の年間収入見込額を見積ること。税負担の公平を期するため、課税客体等の的確な把握と収納率の一層の向上に努めること。 ○収納率については、近年向上の傾向が見られるが、依然として低い水準にある。更なる向上に向けて取り組み、前年度以上の水準を目指すこと。 ○コンビニ収納、スマホ決済について積極的にPRし、利便性の向上に伴う収納率向上を図ること。 ○負担の公平性の観点から、不納欠損が生じることの無いよう収入未済額の解消に最大限努めること。
国・県支出金	○国・県の予算編成の動向や、制度改正を的確に把握して見積ること。 ○確保にあたっては、適合性、必要性および効果等について十分検討を行い、一般財源の負担も考慮して選択的な導入に留意すること。 ○現在実施している事業で、国・県支出金の財源が見込めるものは、積極的に行動し財源として確保すること。
使用料、手数料	○利用者数の実績等を的確に把握し、年間収入を適正に見積ること。
市債	○事業の適債性や後年度の財政負担を考慮し、普通交付税が措置される等の市債を活用すること。特に、<u>辺地地区、過疎地域</u>で事業を行う場合は、有利な市債が活用できるよう事業を組み立てること。市債を見積る場合は、必ず<u>事前に財政課と協議</u>すること。
その他	○遊休資産について積極的な処分に努めること。また、暫定的な利用として貸し付けるなどの有効活用を図ること。 ○諸収入等その他の歳入についても、最大限収入の確保に努めること。 ○全職員が、歳入確保のための提案を積極的に行うこと。 ○引き続き一般財源の確保に努め、封筒の有料広告、広報やホームページ広告等の拡大に取り組むこと。

(2)「歳出」に関する事項

経費の見積りにあたっては、事務事業評価を基に効率的な執行と事務経費の節減を念頭に、再度検討、精査すること。なお、複数の課に関連する事業については、事前に十分な調整を図ること。

※新型コロナウイルス対策のため、追加で必要となる経費については、通常分と分けて積算基礎に明示すること。(例)【コロナ】50,000 円など

人件費 01 節 報酬 02 節 給料 03 節 職員手当等 04 節 共済費	○総務課から別途通知するので、それに基づき要求すること。 ○附属機関等の委員報酬については、条例等を確認して適正に見積ること。 ○時間外勤務命令の上限規制等が導入されたことを踏まえ、業務の削減・合理化に取り組むなどの適切な対策を講じ、時間外勤務の抑制を図ること。 ※会計年度任用職員について ○規則にない職種を新たに設ける場合は、あらかじめ総務課と協議すること。 ○産休・育休、長期病欠などの代替についても、総務課と必ず協議すること。 <u>○令和4年 10 月 1 日から会計年度任用職員に対する地方公務員共済制度の適用範囲が拡大されることに伴い、「参考資料 1」を確認のうえ、要求すること。</u>
旅費 08 節 旅費	○一般的な行政視察、研修、各種大会等については、内容、効果を精査し取捨選択すること。 ○附属機関等の視察研修については、特別な場合を除き隔年とする。 ○全国規模の研修については、特別な場合を除き認めない。 ○隣接県、関東圏への出張については、日帰りを原則とする。 ○随行による出張は 1 名とする。なお、業務内容によっては認めない場合もある。 ○公用車、フリー公用車を活用すること。 ○旅費に関する条例に基づき、適正に見積ること。 ○宿泊を伴う出張は、必要最小限度にすること。
消耗品費 10 節 需用費	○徹底的な見直しを行い、削減に努めること。 ○課内で使用しなくなったもの、また、不足しているもの等がある場合は、公開羅針盤を活用して情報を発信し、各課が融通しあいながら効率的な使用に努め、経費の削減を図ること（備品も同様）。 ○インターネットを最大限に活用することにより情報収集を行い、図書、追録、新聞など、あらゆる面において再検討し削減に努めること。

食糧費 10 節 需用費	○物品の調達にあたっては、「五泉市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入に努めること（備品も同様）。 ○必要性を再検討し、削減に努めること。
燃料費 10 節 需用費	○直近の燃料単価（令和3年10月後半分）により見積ること。
修繕料 10 節 需用費	○施設等の安全、適切な機能の維持に配慮し、現況を的確に把握して優先度の高いものから、年次的、計画的に要求を行うこと。なお、要求にあたっては、優先度の高いものから順に番号を付すこと。 ○施設等の修繕については、一時的に多大な費用を要することの無いように、計画的に行うこと。 ○職員対応が可能なものは、原材料費等を活用すること。
光熱水費 10 節 需用費	○過去の推移を考慮し、適正に年間所要額を見積ること。 ○各施設とも節約対策を検討し、工夫して節約に努めること。
印刷製本費 10 節 需用費	○市からのお知らせやPRは、最大限広報を活用すること。 ○印刷物や冊子、印刷原稿は内部で作成するなど、工夫して経費の削減に努めること。 ○過度な紙質やカラー印刷などを見直し、経費を削減すること。
役務費 11 節 役務費	○施設・車両保険料については、財政課からの資料により要求すること。 ○市民が参加するイベントや教室などの傷害保険は、市民総合賠償補償保険で対応すること。単独で加入する保険は、受益者負担を原則とする。 ○新施設・車両等が稼働する場合は、各種保険料の見積りを適切に反映すること。
委託料 12 節 委託料	○施設管理委託料のうち、財政課で一括契約しているものについては、財政課からの資料により要求すること。なお、これらについても、要求書に「財政課通知」とせずに積算根拠を記載すること。 ○すべての委託業務について、必要性、業務内容、金額等、ゼロベースから見直して所要額を見積ること。
備品購入費	○予算の執行残による当初要求（個別要求）以外の購入は認めない。な

17 節 備品購入費	お、故障等により執行が必要な場合は、財政課と協議すること。 ○個々の備品の積み上げにより要求し、新規、更新、追加等の<u>要求理由と優先順位</u>を付すこと。
補助金、負担金 18 節 負担金、補助及び交付金	○積極的に整理を行い、「五泉市補助金交付基準」に基づき、限度額や失効期限を設けるなど要綱の整備を図り、全般にわたり抜本的に見直すこと。 ○各団体の繰越金や収支状況等を把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。 ○一部事務組合、協議会等に合理化を要請し、補助金や負担金が軽減するよう積極的に働きかけること。 ○公益性や公平性、目的の達成度合などを十分検討し、積極的な整理、統合、縮小に努めたうえで、適切に見積ること。 ○必要性の検証や費用対効果、補助率の適正化などから、個々の事業について十分精査を行い、徹底した見直しを行うこと。また、奨励的な補助金の創設にあたっては、必要性を検討しあらかじめ終期を設定すること。
扶助費 19 節 扶助費	○今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とする。特に市単独事業については、社会情勢を踏まえたものであるか、市が行うべき行政水準として適当であるかについて検討し、廃止を含めて抜本的に見直しを行うこと。 ○財源を効果的に活用するために、事業効果の高い事業、緊急性の高い事業等を選別し要求すること。 ○事業の実施にあたり、国・県補助金など活用できる財源を十分研究し、確保に努めること。
投資的経費	○市債の発行は可能な限り抑制するので、市債を財源とする事業は必要最小限とすること。 ○市長の公約、重点施策に資する事業を優先とし、総合計画との整合性に留意して事業費の見積りを行うこと。なお、国・県補助金についても遺漏の無いように調査、検討すること。
その他	○単価や数量等は的確に把握し積算すること。 ○設備や機器の購入にあたっては、省エネ性能が高いものや、購入後の経費の軽減が図られるものを検討して選定すること。